

電子入札

宮産観発第 292 号
令和 8 年 8 月 25 日

被指名人 様

宮代町長 新 井 康 之

入札指名について（通知）

下記の指名競争入札を執行するに当たり、貴社が入札参加者に指名されたので、希望があれば宮代町契約規則、宮代町競争入札参加者心得及び宮代町公共工事等電子入札運用基準に従い、宮代町建設工事標準請負契約約款、設計図書及び工事場所その他の契約条件等を熟知のうえ、入札してください。

記

1 入札の対象

- (1) 工事名 第50053号他水路整備工事
(2) 工事場所 宮代町字山崎地内

2 入札執行に関する事項

- (1) 応札期間 令和 8 年 9 月 8 日 9 時 00 分 から
令和 8 年 9 月 9 日 17 時 00 分 まで
(2) 開札日時 令和 8 年 9 月 10 日 9 時 30 分 から
(3) 入札保証金 免除
(4) 最低制限価格の設定 有り
(5) 設計図書に関する事項

ア 発注部署での閲覧等はできません。図面、仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札共同システム（情報公開システム）からダウンロードしてください。

イ 設計図書の内容等に質問がある場合は、8 月 27 日 12 時 00 分までに電子入札共同システムの質問回答機能を利用してください。

質問内容の回答は、8 月 28 日 17 時 00 分までにシステムで行います。

(6) 注意事項

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 応札時は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札書提出の際に添付してください。

エ 再度入札の回数は、1回とします。

オ 再度入札の応札締切は、 9 月 10 日 14 時 00 分 までとします。

なお、日時の変更等が生じた場合は、電子入札システムその他適当な手段により通知します。

(7) 入札不調時の取扱い 随意契約に移行

3 契約の特定条件

(1) 契約保証金 有り

(2) 前払金 する (宮代町公共工事前金払事務処理要領による。)

(3) 中間前払金 する (宮代町中間前金払取扱要綱による。)

(4) 部分払 しない (宮代町公共工事等部分払事務処理要領による。)

(5) 工事期間 契約確定の日から 令和 9 年 2 月 26 日 までとする。

(6) 契約金額が500万円以上の建設工事は、「宮代町建設業退職金共済制度の普及に関する事務取扱要領」に基づき、建退共証紙の購入及び貼付実績の報告書提出が必要となる。

(7) 現場代理人の兼務 宮代町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する取扱要領に基づき兼務を認める。ただし、当初請負契約額が建設業法施行令第27条第1項により定める金額未満である場合に限る。

(8) 町議会の議決の有無 無し

4 その他

(1) 入札参加を希望しない場合は、システムから入札辞退届を提出してください。

(2) 過去1年間に埼玉県内で工事事務等を起こし、かつ町に通報していない場合は、応札日の2日前までに申し出てください。

(3) 提出ファイルの拡張子は、「.docx」（Microsoft Word）、「.xlsx」（同Excel）又は「.pptx」（同PowerPoint）としてください。他の拡張子ファイルは提出できませんので、ご注意ください。

(4) 当該業務は電子契約の対象です。落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、「電子契約利用申出書」を電子メールの方法により発注部署にご提出いただきます。

建設工事の入札・契約及び施工に関する注意事項について

(平成30年3月30日町長決裁)

令和7年12月1日一部改正

宮代町が実施する建設工事の入札、契約及び施工に当たっては、下記の記載事項を遵守してください。
なお、請け負った工事の一部を下請に付するときは、下請業者に対し、この注意事項の周知をお願いします。

記

1 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、関係法令の遵守はもとより、宮代町の契約関係諸規程及び宮代町競争入札参加者心得を熟知のうえ、入札に臨むこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等を遵守すること。
- (3) 労働者の労働時間に関しては、原則1日8時間、1週間40時間を越えないこと。また、労働時間に応じて休憩時間を確保するなど、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守すること。
- (4) 町が発注する工事又は委託は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）又は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術単価に基づく埼玉県の単価表等により積算していることから、受注者はこの点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。
- (5) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動を通じて工事現場等における労働者の安全管理体制の確保及び労働条件の改善に留意し、元請と下請が一体となって労働災害の防止に努めること。
- (2) 工事の施工に当たっては、工事関係車両の交通事故防止、工事用機械設備に係る安全性の確保及び適正な方法による作業の実施等に特段の注意を払うこと。

3 工事の下請負

- (1) 下請契約を締結するときは、工事の適正な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省建設経済局長通知）」及び「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）元請負人と下請負人の関係に係る留意点（平成29年3月）」を遵守し、下請負業者の適正な選定、下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引を実施すること。
- (2) 工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、建設業法第22条で禁止されている。元請業者として下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。
- (3) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、適正な施工能力を有する業者を選定すること。また、できる限り町内事業者からの選定に努めること。
- (4) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入業者とすること。
- (5) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請契約書等の写しを添えて発注課所に提出すること。
- (6) 下請契約を締結したときは、下請金額にかかわらず施工体制台帳を提出すること。併せて、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

4 建設資材等の納入

建設資材等の購入契約に当たっては、当該納入業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引の確保に努めること。また、できる限り町内事業者からの購入に努めること。

5 ダンプトラック等による過積載の防止

工事の施工に当たっては、工事資材等の運搬について過積載を行わないようにすること。また、過積載を行っていると思われる資材業者等がある場合には、当該業者からの納入を受けないなど必要な措置を講じること。

6 不正軽油使用の禁止

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

7 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 建設業に従事する労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図るため、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件当たりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出すること。
- (3) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、その請け負った工事が完成したときは、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を発注課所に提出すること。
- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対し本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入その他の方法により、本制度の促進に努めること。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。
- (6) 下請負人の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者においてできる限り下請負人の事務の受託に努めること。

8 技術者の適正な配置

- (1) 請け負った建設工事を施工するときは、元請・下請の別なく、請負金額の大小にかかわらず、必ず主任技術者を配置すること。
- (2) 元請業者が特定建設業者であり、請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の工事請負金額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
- (3) 1件の工事請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工する場合の主任技術者又は監理技術者については、工事現場ごとに専任で配置すること。
- (4) 上記(3)の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者については、当該工事を請け負った建設業者と直接的雇用関係を有し、専任の場合については3か月以上の恒常的雇用関係を有する者であること。

9 工事实績情報システム（CORINS）への登録

請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、工事实績情報の登録を行うこと。なお、工事カルテ登録の手続きは、受注時においては契約後、変更時においては変更後、完成時には完成後それぞれ10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、訂正時にあっては適宜登録を行うこと。

10 暴力団等からの不当要求及び工事妨害等の排除

建設工事等の契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害等を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

また、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。